

もっと エコなあさかにしよう

リサイクルプラザ事業再構築検討報告書



令和7年3月
市民環境部 資源リサイクル課

目 次

第1章 現状把握と課題抽出	1
1 事業再構築を検討する背景	1
2 検討体制	1
3 プラザ事業の現状と課題	1
4 市民アンケート	4
5 他市の類似事業	7
6 ごみ総排出量の推移	8
第2章 事業の方向性の論点整理	9
1 施設を取り巻く状況の変化	9
2 啓発活動の方向性	10
3 各事業の方向性	11
4 検討を進める上での条件整理	13
5 状況の変化と方向性のまとめ	15
第3章 再構築案の検討	16
1 啓発事業の再構築案	16
2 事業再構築のスケジュール案	18
3 再構築案のアンケート	20
4 今後の進め方	21
5 継続した改善に向けて	21
資料編	23
1 関連例規等	23
2 市民アンケート（第一次）集計結果	29
3 一般廃棄物処理基本計画策定時のアンケート結果	32
4 市民アンケート（第二次）結果	33
5 検討の経過	35

第1章 現状把握と課題抽出

1 事業再構築を検討する背景

朝霞市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）は、ごみの減量化・再資源化に関する「情報発信拠点」として平成12年（2000年）に開所し、20年以上が経過しました。

市民の皆さんに生活の中でごみ減量化・再資源化を実践していただくため、これまで様々な事業を展開してきましたが、社会情勢の変化などに伴って、事業内容が時代のニーズと合わなくなっているのではないかと、この課題が浮かび上がってきました。また、令和12年（2030年）には和光市内に、朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）を事業主体として、ごみ広域処理施設が整備され、新たな環境教育の拠点が開設される予定です。

こうした環境の変化を踏まえ、これまでのプラザの事業を見直し、時代のニーズに合った啓発活動に再構築する検討を行うことにしました。

2 検討体制

プラザは、市民と協働で事業を進めていく理念のもと、市民活動団体であるリサイクルプラザ企画運営協議会（以下「協議会」という。）と密接な関連をもって運営してきました。

このような経緯から、プラザの事業再構築の検討は図1-1に示すように、廃棄物行政全般を審議する廃棄物減量等推進審議会、協議会と、庁内の関係各課長によるリサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）の3者が相互に意思疎通を図りながら進めました。

検討期間は令和6年4月からの約1年間とし、議論は、①現状把握と課題抽出、②事業の方向性の論点整理、③再構築案の検討、④検討結果の取りまとめ、の4段階に分けて進めました。

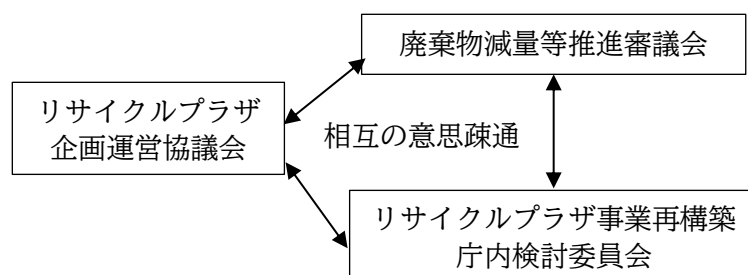


図1-1：事業再構築の検討体制

3 プラザ事業の現状と課題

（1）プラザ来所者数・経費

プラザの来所者数の推移を図1-2に示します。平成17年度は154,843人の来所者がありましたが、近年減少傾向にあり、特に平成30年度以降の減少が顕著にみられます。令和5年度は85,159人でした。

プラザ全体の経費は、令和5年度の決算では、施設全体の歳出が4,847万0,555円、施設全体の歳入が175万1,151円でした。それぞれの内訳を表1-3に示します。

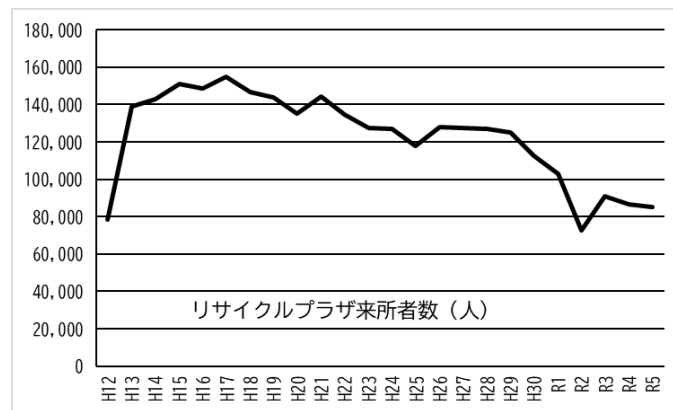


図 1-2：プラザ来所者数の推移

表 1-3：令和 5 年度決算状況

歳入	リサイクルショップ出品時の自己負担金	811,900
	リサイクル家具引取代金	75,500
	リサイクル家具売却代金	854,300
	太陽光発電・売払代金	9,451
	合計	1,751,151
歳出	リサイクルショップ運営費	10,081,427
	リサイクル家具類販売運営費	4,950,670
	施設全体の運営費	6,507,384
	施設（建物）の維持管理費	9,456,397
	市職員人件費（2 人）	17,474,677
	合計	48,470,555

※会計年度任用職員等の人件費は、各運営費に算入しています。（単位：円）

（2）プラザの主な事業

プラザで現在実施している主な事業は、表 1-4 のとおりです。

表 1-4：プラザ実施事業

事業領域	実施事業	事業の内容
リサイクルショップ	リサイクルショップ（直営）	市民が不用物を出品し、展示販売する。委託販売の形態。売上は全額出品者に渡す。 →詳細は（3）へ
リサイクル家具類販売	リサイクル家具類販売（直営）	不用家具を自宅まで収集に行く。直接持込も可。家具を修理して展示販売する。家具は市に無償譲渡し、売上は全額市の歳入。 →詳細は（4）へ
啓発展示	館内啓発展示（直営）	2 階を中心に 3R に関する啓発展示を設置。
	図書コーナー（直営）	環境・廃棄物関連の図書・雑誌を設置し、閲覧・貸出を実施。

表 1-4（続き）：プラザ実施事業

事業領域	実施事業	事業の内容
イベント等	3R 講座（協議会）	3R に関する講座を開催。
	スクールグッズシェアリング（協議会）	不用の各種学用品を無償で引取。定期的に展示会を開催して必要な人に無償譲渡。
	本のリサイクルコーナー（直営）	不用の書籍を無償で引取。専用書架に配架し、必要な人に無償譲渡。
	不用品情報交換コーナー（直営）	不用品を「売りたい」「買いたい」情報を専用掲示板に掲出。興味ある情報を事務所に申し出ると、連絡先の情報が得られる。成約状況を把握。有償・無償の両方とも可。
	部屋貸し（直営）	環境関連の活動をしている登録団体に部屋を貸し出している。（現在 16 団体が登録）
	食品再配布（直営）	常温保存可能で賞味期限に余裕がある食品を無償で引取。市内のこども食堂 2 か所に無償配布している。

(3) リサイクルショップの現状と課題

表 1-5：リサイクルショップの現状と課題

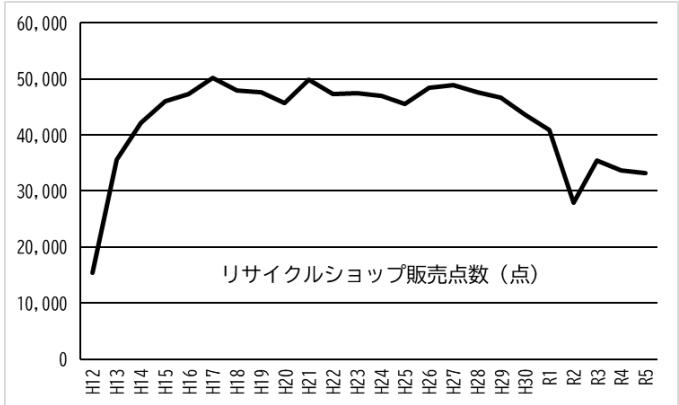
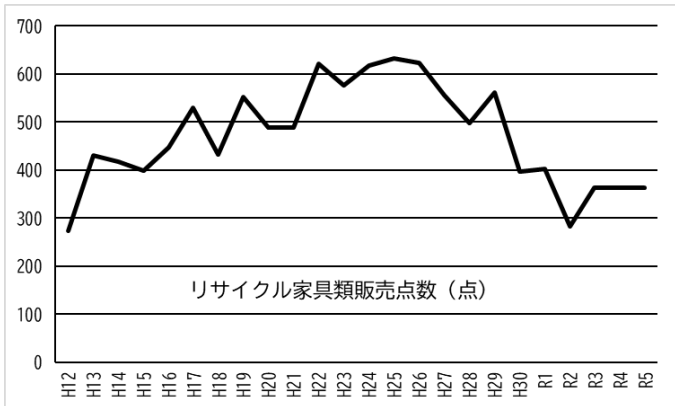
事業概要	○市民が生活で不用になったものを出品し、展示販売する。委託販売の形態。売上は全額出品者に支払う。																														
利用状況	○販売点数は H27 頃から減少傾向が続く。 ○来所者数の減少と相関があり、来所者の多くはリサイクルショップが目的であると推察される。  リサイクルショップ販売点数（点） <table border="1"> <caption>リサイクルショップ販売点数（点）の推定値</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>販売点数（点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H21</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>H22</td><td>35,000</td></tr> <tr><td>H23</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>H24</td><td>48,000</td></tr> <tr><td>H25</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>H26</td><td>48,000</td></tr> <tr><td>H27</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>H28</td><td>48,000</td></tr> <tr><td>H29</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>H30</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>H31</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>H32</td><td>35,000</td></tr> <tr><td>H33</td><td>32,000</td></tr> <tr><td>H34</td><td>30,000</td></tr> </tbody> </table>	年度	販売点数（点）	H21	15,000	H22	35,000	H23	45,000	H24	48,000	H25	50,000	H26	48,000	H27	45,000	H28	48,000	H29	45,000	H30	40,000	H31	30,000	H32	35,000	H33	32,000	H34	30,000
年度	販売点数（点）																														
H21	15,000																														
H22	35,000																														
H23	45,000																														
H24	48,000																														
H25	50,000																														
H26	48,000																														
H27	45,000																														
H28	48,000																														
H29	45,000																														
H30	40,000																														
H31	30,000																														
H32	35,000																														
H33	32,000																														
H34	30,000																														
社会情勢	○民間のリサイクルショップ実店舗は、市内に 15 か所ある。 ○ネットでの個人間取引が急速に伸長している。（全国で 2 兆円以上の市場規模とも言われる。） ○市内外でフリーマーケット等のイベントが多く開催されている。																														
事業経費	○令和 5 年度 経費（支出－収入）： 926 万 9,527 円 1 点あたり販売経費：279 円、1 点あたり平均売価：252 円 ★経費は大半がショップ店員の人件費。																														

表 1-5（続き）：リサイクルショップの現状と課題

事業の課題	★ショップの機能は民間事業で代替されつつある。今後、市が直営で実施する意義は何か。 ★3R 実践の啓発として、時代に合った手法と言えるか。過去、啓発は実物を使った事業がメインだったが、現在ではSNS等の方が効果的ではないか。（世代による違いもあるかも知れない。） ※3R=Reduce(減量化)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化)
-------	---

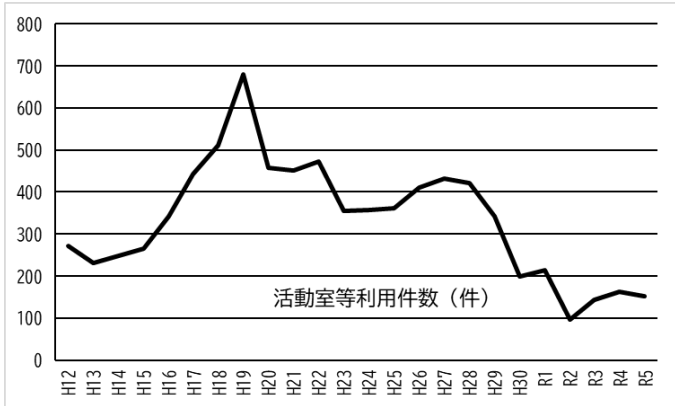
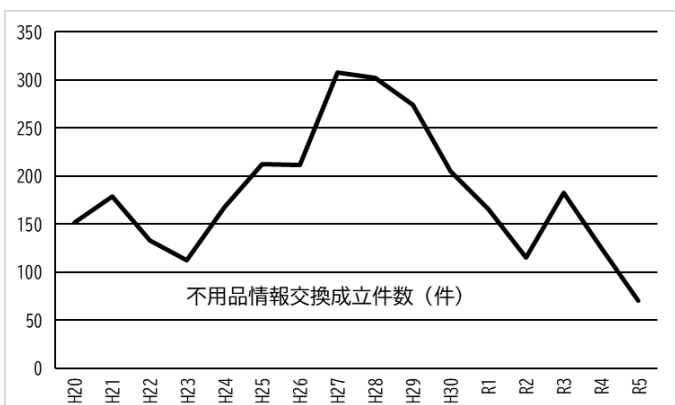
（４）リサイクル家具類販売の現状と課題

表 1-6：リサイクル家具類販売の現状と課題

事業概要	○不用家具を自宅まで収集に行く。直接持込も可。家具を修理して展示販売する。家具は市に無償譲渡し、売上は全額市の歳入。																																																		
利用状況	○販売点数は H27 頃から減少傾向。ただし直近は下げ止まりか。 ○来所者数が多い日は家具申込件数も多いことから、現物の展示が購入意欲をそそる要素であると考えられる。  リサイクル家具類販売点数（点） <table border="1"> <caption>リサイクル家具類販売点数（点）の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>販売点数（点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H2</td><td>280</td></tr> <tr><td>H3</td><td>430</td></tr> <tr><td>H4</td><td>410</td></tr> <tr><td>H5</td><td>400</td></tr> <tr><td>H6</td><td>450</td></tr> <tr><td>H7</td><td>530</td></tr> <tr><td>H8</td><td>440</td></tr> <tr><td>H9</td><td>550</td></tr> <tr><td>H10</td><td>490</td></tr> <tr><td>H11</td><td>490</td></tr> <tr><td>H12</td><td>620</td></tr> <tr><td>H13</td><td>580</td></tr> <tr><td>H14</td><td>610</td></tr> <tr><td>H15</td><td>640</td></tr> <tr><td>H16</td><td>630</td></tr> <tr><td>H17</td><td>500</td></tr> <tr><td>H18</td><td>560</td></tr> <tr><td>H19</td><td>400</td></tr> <tr><td>H20</td><td>400</td></tr> <tr><td>R1</td><td>290</td></tr> <tr><td>R2</td><td>350</td></tr> <tr><td>R3</td><td>350</td></tr> <tr><td>R4</td><td>350</td></tr> <tr><td>R5</td><td>350</td></tr> </tbody> </table>	年度	販売点数（点）	H2	280	H3	430	H4	410	H5	400	H6	450	H7	530	H8	440	H9	550	H10	490	H11	490	H12	620	H13	580	H14	610	H15	640	H16	630	H17	500	H18	560	H19	400	H20	400	R1	290	R2	350	R3	350	R4	350	R5	350
年度	販売点数（点）																																																		
H2	280																																																		
H3	430																																																		
H4	410																																																		
H5	400																																																		
H6	450																																																		
H7	530																																																		
H8	440																																																		
H9	550																																																		
H10	490																																																		
H11	490																																																		
H12	620																																																		
H13	580																																																		
H14	610																																																		
H15	640																																																		
H16	630																																																		
H17	500																																																		
H18	560																																																		
H19	400																																																		
H20	400																																																		
R1	290																																																		
R2	350																																																		
R3	350																																																		
R4	350																																																		
R5	350																																																		
社会情勢	○市販の家具が安価で簡易な構造に移行し、使い捨て傾向が強まっている。																																																		
事業経費	○令和 5 年度 経費（支出－収入）：402 万 0,870 円 1 点あたり販売経費：11,107 円、1 点あたり平均売価：2,360 円 ★経費は大半が修理作業員の人件費。																																																		
事業の課題	★今後は、リユースに耐えうる構造の家具が減少するのではないか。 ★収集作業に多くの労力を要している。 ★修理・保管・展示には一定のスペースが必要。 ★令和 12 年度以降に組合が実施する、家具の無償引き渡し事業との重複をどのように整理するか。																																																		

(5) イベント等の現状と課題

表 1-7：イベント等の現状と課題

事業概要	○リサイクルプラザ企画運営協議会により、3R に関する講座やスクールグッズシェアリング等のイベントを開催。 ○環境関連の市民活動団体に部屋を貸し出して活動の場を提供。 ○不用品情報交換コーナー、本のリサイクルコーナーを設置。 ○市内のこども食堂向けに、不用となった食品を提供。
利用状況	○部屋の利用件数は減少傾向にある。  活動室等利用件数（件） ○不用品情報交換コーナーの成立件数は減少傾向にある。  不用品情報交換成立件数（件）
社会情勢	○SDGs 等への関心が高まっている。（情報へのニーズは高い。） ○共働きの増加等により、市民活動に充てられる時間は減少傾向。（市民主体での多様な事業展開は難しくなりつつある。）
事業経費	○令和5年度 1,596万3,781円（管理事業と運営事業の合計） ★約2/3が建物維持管理費、約1/3が事務補助員の人件費。
事業の課題	★施設全体の利用が減少傾向にあり、3Rの情報発信拠点としての効率が低下している。 ★市民協働で運営してきたが、以前のような多様な活動を継続することは困難になりつつある。

4 市民アンケート

施設利用者の実態やニーズを把握し、今後の方向性を検討するうえでの基礎資料を得るために、市民アンケート（第一次）を実施しました。

（１）アンケート実施概要

表 1-8：アンケート（第一次）実施概要

回答方法	紙で回答	市 HP から回答
調査対象	リサイクルプラザ利用者	市民全般（市民以外でも回答可）
回答数	352 件	14 件
	合計 366 件	
調査期間	令和 6 年 6 月 8 日（土）～ 7 月 5 日（金）	
調査方法	①利用者に回答用紙を直接渡し て回答を依頼 ②アンケート回答コーナー（写真参照）に回答用紙を設置	市ホームページにアンケートフォームを開設
		

（２）アンケート結果の概要

アンケート集計結果の概要を表 1-9 に示します。なお、設問と詳細な回答集計は資料編に掲載しています。

表 1-9：アンケート結果の概要

視 点	集計結果	分析コメント
来館者の属性	40 歳代以上が 95% 月 1 回以上来館が 77%	比較的高年齢層の市民が繰り返し来館している。
来館目的	ショッピング 58% 家具 17%	多くの人がりサイクルショップ目的で来館している。
ごみ課題への関心	8 割以上が関心あり 10 年前に比べ比率上昇	3R に高い関心を持っている。
来館効果	8 割以上が 3R を実践	来館者の啓発につながっている。
【ショッピング】		
メリット	継続利用、公営、自宅 近隣、現物確認、安価 が上位	近所で通いながれた店として利用されている。出品すれば収入になる点も評価されている。
デメリット	出品時の制限、品揃え 悪いが上位	出品する際の不満が大きい。

表 1-9（続き）：アンケート結果の概要

視 点	集計結果	分析コメント
【家具】 メリット	継続利用、公営、現物 確認、安価が上位	現物を見ながら安価に購入できる店として利用されている。
【イベント】 受講効果	啓発効果 54%が持続	受講後効果は次第に減衰する。継続した啓発が必要。
市への要望	フリマ・バザー開催 47% 情報提供・支援 42%	リユースの場の提供、情報提供が求められている。
情報入手経路	広報・回覧が減少 ネット経由が増加	紙媒体、電子媒体の両方で情報提供する必要がある。

（３）アンケート結果からみた課題

アンケート結果で得られた傾向をもとに、プラザ事業の再構築を検討するうえでの課題を抽出しました。表 1-10 に結果を示します。

表 1-10：アンケート結果からみた課題

アンケート結果の傾向	検討する上での課題
3R に関心を持った高齢層の市民がリサイクルショップ利用目的で繰り返し来館している。	3R に関心が低い層へ広く啓発することも必要ではないか。
ショップは通いなれた店として利用されているが、出品時の不満も大きい。	リユース促進の方法として現在の運営方法が適切かどうか再検討が必要ではないか。
現物確認できて安価な点で、リサイクル家具が支持されている。	運営上の課題が克服できれば、さらに利用が広がる余地があるのではないか。
リユースの場の提供として、フリマ・バザーの開催が求められている。	余りルールに縛られず、自由に売買できる形式が支持されているのではないか。
3R の情報提供が求められており、電子媒体ルートを求める声が増している。	電子媒体ルートにマッチした情報提供の方法を考える必要があるのではないか。

5 他市の類似事業

プラザで実施しているリサイクルショップやリサイクル家具類販売は、他市でも類似した事業が行われている例があります。運営形態の面を中心に比較したものを表 1-11、表 1-12 に示します。

リサイクルショップ類似事業の例では、市民が持ち込んだ衣類や雑貨等を無償で譲受し、それを販売する形態が多く、本市のような委託販売形態は新宿区、中央区など一部事例に限られています。

一方、リサイクル家具類販売は、多くの自治体で同様の事業が実施されていますが、粗大ごみの中から程度のよいものをピックアップする方式が主流で、本市のように訪問収集や持込受付をしている例は限られています。

表 1-11：リサイクルショップ 類似事業の例

自治体名	施設名	運営形態
川越市	環境プラザつばさ館	持込による無償受入、衣類や雑貨等を販売
川口市	リサイクルプラザ	持込による無償受入、衣類・雑貨・図書等を無償譲渡
所沢市	リサイクルふれあい館	ごみからピックアップした衣類や雑貨等を販売
狭山市	リサイクルプラザ	持込による無償受入、販売
入間市	リサイクルプラザ	ごみからピックアップした衣類や雑貨等を販売
浦安市	ビーナスプラザ	持込による無償受入、衣類や雑貨等を販売
新宿区	リサイクル活動センター	持込による雑貨等の委託販売（本市方式に近い）
中央区	リサイクルハウスかざぐるま	持込による雑貨等の委託販売（本市方式に近い）

表 1-12：リサイクル家具類販売 類似事業の例

自治体名	施設名	運営形態
越谷市	リサイクルプラザ	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
川口市	リサイクルプラザ	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
入間市	リサイクルプラザ	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
所沢市	リサイクルふれあい館	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
川越市	環境プラザつばさ館	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
志木地区 衛生組合	リサイクルプラザ利彩館	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
蕨戸田衛生センター組合		粗大ごみからピックアップ、補修して販売
狭山市	リサイクルプラザ	持込による無償受入、補修して販売

6 ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量は、コロナ禍の影響で一時増加しましたが、その後は減少に転じています。

人口が増加傾向にある中で、事業系ごみを含めた総排出量が減少していることは、市民の皆さんのご協力の成果であると考えています。

しかし、令和12年度のごみ広域処理施設では、一層のごみ減量化を目指した目標値をもとに処理容量を設定しており、引き続きごみ減量化を進める必要があります。従って、今後も3Rを啓発していく必要性が高いと考えています。

図 1-13 に、ごみ総排出量の推移と今後の目標値を示します。なお、目標値は第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画によるものです。

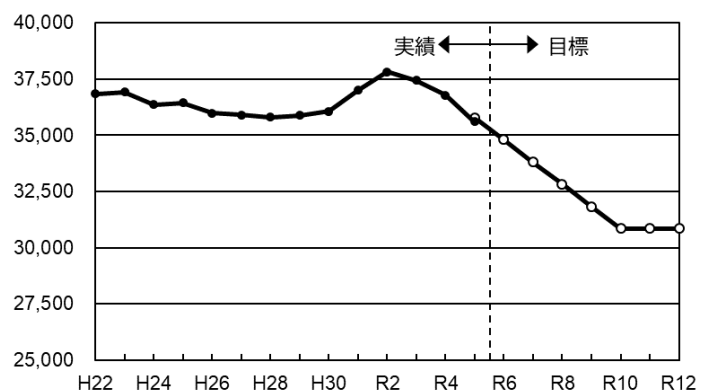


図 1-13：ごみ総排出量の推移と今後の目標値

第2章 事業の方向性の論点整理

1 施設を取り巻く状況の変化

平成12年の開館当時と現在との状況を比較したものを、表2-1に示します。

表2-1：開館当時と現在との比較

	開館当時【H12】	→	現 在【R5】 《 》内はH12との比較
人口	人口： <u>119,227人</u> 世帯数： <u>50,910世帯</u> 平均世帯人数： <u>2.34人/世帯</u> 老年人口比率： <u>9.9%</u>	→	人口： <u>145,531人</u> 《22.1%増》 世帯数： <u>70,646世帯</u> 平均世帯人数： <u>2.06人/世帯</u> 老年人口比率： <u>19.6%</u>
ごみ排出量	家庭ごみ： <u>35,035t</u> 家庭ごみ1人1日あたり： <u>805g</u> リサイクル率： <u>21.6%</u>	→	家庭ごみ： <u>29,344t</u> 《16.2%減》 家庭ごみ1人1日あたり： <u>551g</u> リサイクル率： <u>24.8%</u>
	※1人1日あたりごみ排出量をR10までに更に17.1%削減する目標		
経常収支比率*	78.2%	→	97.5% 《財政が硬直化》
年間来館者数	138,917人（H13）	→	85,159人 《38.7%減》
家族の形態	・1人が働き、1人が家事 （専業主婦など）	→	・共働き ・平均世帯人員の減少 （単身世帯の増加）
情報入手手段	・市の広報、新聞、テレビ等 ・インターネットは普及途上	→	・スマートフォンの普及 ・新聞、テレビ等の利用減
民間企業と環境 問題の関わり	・環境配慮をうたいつつも実際の行 動は一部にとどまる	→	・ESG投資**の広がり ・実店舗やネットでのリユースが増 加（リユースが商業ベースに）

*経常収支比率：財政構造の弾力性を判断する比率で、数値が高いほど、使いみちを自由に選べるお金の比率が少ないことを示します。

**ESG投資：環境、社会、ガバナンスに配慮した経営を行う企業を優先して投資先に選定すること。

プラザを取り巻く状況の変化を、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・人口は増加したが、ごみ排出量は減少。
（ごみ処理広域化に向けて一層の減量化が必要。従って、啓発は引き続き実施する。）
- ・財政の硬直化が進み、事業の費用対効果が強く求められるようになった。
- ・普段の生活の中で、3Rに十分な手間がかけられなくなった。
- ・3R活動に民間部門の参加が進んできた。
- ・高齢化が進んでおり、情報伝達等に一定の配慮が必要。

2 啓発活動の方向性

プラザを取り巻く状況の変化を踏まえて、今後の啓発活動の方向性を検討しました。まず、ごみ減量化や再資源化に関して、考え方が変わったところ、変わらないところを整理しました。表 2-2 に考え方の比較を示します。

表 2-2：考え方の比較

開館当時	→	現 在
お金や手間をある程度かけて、ていねいに 3R を実現する。	→	コストがかからず、手間もかからない方法で 3R を深める。
実際にみんなで集まって、対面で啓発する。	→	頻繁に人が集まって活動することは難しくなった。広報やネットの方が情報が届く人数は格段に多い。
常に意識しながら 3R を実践する。 (ゆえに意識啓発が重要)	→	無意識のうちに 3R が実現できる仕組み、仕掛けづくり。
資源枯渇、環境問題の視点から行動していく。	→	資源循環、持続可能な社会づくりの視点から行動していく。 (視点がより広がっている)
3R は市民と行政が主な活動主体。	→	活動に民間の参加が増え、3R 活動に社会的広がりが出てきた。
《変わらないもの》 ○環境を守る理念 ○住環境と地球全体の両方に配慮する考え方 ○実践方法の例を紹介する ○個々の市民に届くように伝える		

プラザの設置目的は、ごみの減量化・再資源化を進める活動を啓発することであり、その先には環境を守る理念があります。市民に便益を提供するタイプの公共施設とは、位置づけが異なっています。従って、今後の啓発活動やプラザ事業の方向性は、「ごみの減量化・再資源化を進める《心》をどうやって伝えるか」という視点で考える必要があります。

以上のような状況の変化を踏まえて、今後の啓発活動の方向性をまとめました。

- ・ コストも手間も余りかからない 3R 実践方法を主体として啓発する。
- ・ 普段の生活の中で、自然に 3R の実践が続く仕掛けを考える。
- ・ 要所でリアル対面を残しつつ、広報・ネット等の媒体ルートへ移行する。
- ・ 官民でそれぞれの得意分野を活かした役割分担を考える。

この方向性を各事業へどのように展開していくか、次のページから考えていきます。

3 各事業の方向性

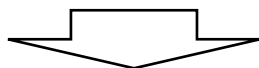
(1) リサイクルショップ

表 2-3：現在の事業の分析

良い点	課 題
・ 現物を見ながら生活雑貨を廉価に入手でき、同時に環境配慮行動につながる ・ 利益目的の運営ではないため、相対的に出品費用や販売価格が廉価（民間対比）	・ ヘビーユーザーが利用の中心（利用しない市民に啓発が及んでいない） ・ 購入者に配慮した運営ルールにしており、出品ルールへの不満が大きい ・ 民業圧迫になっていないか

今後の事業の方向性を考えるヒントを、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・ 身近な生活雑貨のリユースは、啓発として意味がある。
（売価が安く、ネット売買では送料で費用倒れになる物でもリユースできる）
- ・ 現在の形態（常設店舗での委託販売）にこだわる必要があるか。
- ・ フリーマーケットやバザーの開催を求める声が多い。
- ・ 官民連携の協定を活用する方法もある。



以上を参考にして、今後の事業の方向性をまとめました。

- ・ フリーマーケットに近い形態や無償譲受方式などにリニューアルする。
- ・ 官民連携の協定などを活用し、リユースのルートや対象品目を拡大する。
- ・ 民間事業との棲み分けを明確にする。
- ・ 臨機応変に運営方法を見直しできるように、当面は市直営で運営する。

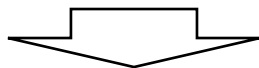
(2) リサイクル家具販売

表 2-4：現在の事業の分析

良い点	課 題
・ 現物を見ながら家具を廉価に入手できる ・ 粗大ごみの排出量削減に役立っている （推定で年間 11t 程度の削減効果） ・ シルバー人材センターの会員間で修理技能が伝承されてきた	・ 売れ残り家具の発生 ・ 自宅引取が大きな手間になっている ・ クリーンセンターに持ち込まれると再生できない（搬入後すぐに破碎する） ・ 修理、保管、展示には一定のスペースが必要

今後の事業の方向性を考えるヒントを、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・啓発だけでなく、ごみ減量化に直接役立っている。
- ・民間の同種事業では、修理まで行う例は少ない。（行政での類似事業例は多い）
- ・組合の新施設では、粗大ごみからピックアップした家具を展示、無償譲渡する事業が行われる予定。



以上を参考にして、今後の事業の方向性をまとめました。

- ・運営体制をスリム化したうえで継続する。（ごみ減量化効果あり）
- ・修理あり有償販売がプラザ事業、修理なし無償譲渡が組合事業として棲み分ける。

（３）イベント等

表 2-5：現在の事業の分析

良い点	課 題
・協議会事業のスクールグッズシェアリングは、県から表彰*された ・夏休みの子ども向けイベントは好評 ・手間をかけずに継続できる事業もある（不用品情報交換コーナーなど）	・事業を担う人数が十分確保できない ・多様なイベントを企画するのが難しく、一部マンネリ化している ・施設全体の利用効率の低下

*表彰：令和４年度彩の国埼玉環境大賞奨励賞

今後の事業の方向性を考えるヒントを、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・イベント関係は、もう少し市が直接関与しても良いのではないかな。
- ・インパクトのある事業に集中して伸ばす方向性はどうかな。
（幅広く多様な活動を展開することが、啓発として効果的であると言えるかな。）
- ・様々なりソース（人、予算、時間、施設など）の効率的な利用を意識すべきではないかな。
- ・人の集まりに「出掛けていく」方式であれば届きやすいのではないかな。



以上を参考にして、今後の事業の方向性をまとめました。

- ・講座やイベント等の事業は、協議会と市の共催の形で進める。
- ・既存のイベントに合わせて街頭啓発やブース出展などをして、3Rの啓発を行う。
- ・市民活動団体の活動拠点としての部屋貸しは、利用の多い部屋に絞って継続する。
- ・コンパクトで効率のよい事業展開とする。

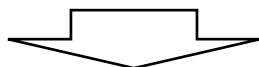
(4) 啓発展示

表 2-6：現在の事業の分析

良い点	課 題
・ プラザは施設の立地が（クリーンセンターに比べて）よく、集客に向いている	・ 啓発展示のある施設が、クリーンセンターとプラザの2か所に分散している ・ 組合の新施設であれば、施設見学と一緒に啓発展示も見学できるようになる

今後の事業の方向性を考えるヒントを、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・ 対象範囲を少し広げ、環境を対象にした展示も可能ではないか。
- ・ 新施設との役割分担を明確にして、重複をなくすべきではないか。



以上を参考にして、今後の事業の方向性をまとめました。

- ・ 分別、リサイクルなど 3R の啓発展示は新施設に集約する。
- ・ プラザは、環境面を中心とした展示に更新する。

4 検討を進める上での条件整理

事業再構築の検討を進める上で、制約となる条件や考慮すべき要素を整理しました。

(1) 建設時の交付金

プラザは、建設時に「防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金」の交付を受けています。施設の用途変更を行う場合、一定の制限があります。

交付： 平成 11 年度

金額： 116,251,000 円

用途： ごみ減量化やリサイクル等、循環型社会形成の啓発に関する施設

【用途変更の際の制限】

- ・ 竣工後の経過年数が10年以上
- ・ 地域において同種の社会資源が既に充足していることを前提とし、市の判断を確認（同種の施設が充足していると市が判断できるかどうか）

(2) 都市計画法による制約

プラザは、市街化調整区域に立地しています。このため、建設（または用途変更）可能な建物の用途には一定の制約があります。

【用途変更の際の条件】

- ・ 施設の設置及び管理条例を改正すれば、用途変更は可能。（一般的な公共施設の範囲で利用する前提で）

（３）公共施設マネジメント

持続可能な市の財政運営を推進する視点から、本市では公共施設マネジメントに取り組んでいます。公共施設等総合管理計画では、市の公共施設の延床面積を 14%削減する目標が示されています。今ある建物を最大限に有効利用しながら、変化する行政需要に応えていく必要があります。

今回の事業再構築では、効率化によって生み出されたスペースを、広い視点で有効利用していく考え方が求められています。市庁舎の長寿命化の一環として、改修工事が令和 8 年度以降に計画されており、工事期間中の一時移転先の確保と、市庁舎の事務スペース狭隘化の解消を合わせて、一部部署をプラザに移転する方策が検討できます。

【用途変更の際の検討事項】

- ・ 令和 11 年度までは、ごみ減量化や環境に関する用途であれば先行利用可。
- ・ 公共施設等総合管理計画の施策展開と整合を図る必要がある。
- ・ 市庁舎の事務スペースの狭隘化が進んでおり、一部の移転先として検討できる。

（４）広域処理施設の整備内容

現在、和光市内に整備計画を進めているごみ広域処理施設は、プラザの持つ機能の一部を代替しうる「環境教育の拠点」を併せ持つものとなる予定です。

具体的な内容は、組合と事業者との協議により決定されますが、現時点で入札の要求水準書に示されている内容は以下のとおりです。なお、詳細は資料編に掲載しています。

【見学施設】

- ・ 処理工程を順を追って理解できるような見学コースとする。
- ・ 100 人程度収納可能な多目的会議室で、着座して説明を受けられるようにする。
- ・ 小学生や外国人にも理解できるような内容とする。

【再生品展示スペース】

- ・ 粗大ごみから抽出した再利用可能な物品を市民に提供するための展示スペース、保管場所を用意する。

5 状況の変化と方向性のまとめ

プラザを取り巻く状況の変化を踏まえ、啓発活動や各事業の今後の方向性を表 2-7 にまとめます。

表 2-7：状況の変化と今後の方向性まとめ

状況変化	→	今後の方向性
3R に民間の参加が増えてきた	→	リユースなど <u>民間の得意分野は任せる</u>
インターネットの普及	→	対面（講座・イベント）から、ネット・広報など <u>媒体ルートへの移行</u>
3R に手間（時間）がかかけられない	→	<u>手間のかからない実践方法</u> をミニコラムのような方法で周知
多くの人が頻繁に同じ施設・時間に集まるのは難しくなってきた	→	既に人が集まっているところへ <u>出掛け</u> <u>る方式に移行</u>
ごみ広域処理施設の建設	→	啓発展示は <u>新施設へ集約</u>
リソース（人、予算、時間、施設など）の有効活用が求められる	→	<u>コンパクトな事業展開</u> で効率よく啓発を行う

第3章 再構築案の検討

1 啓発事業の再構築案

これまでの現状分析や検討、市民アンケートの結果などを踏まえ、市の啓発活動としてプラザをどのように位置づけ、事業を再構築していくべきか、その具体案を以下に検討します。

(1) 全体の変化イメージ

事業再構築の全体像をまとめたイメージを図3-1に示します。それぞれの詳細な内容は、(2)以降で記述します。

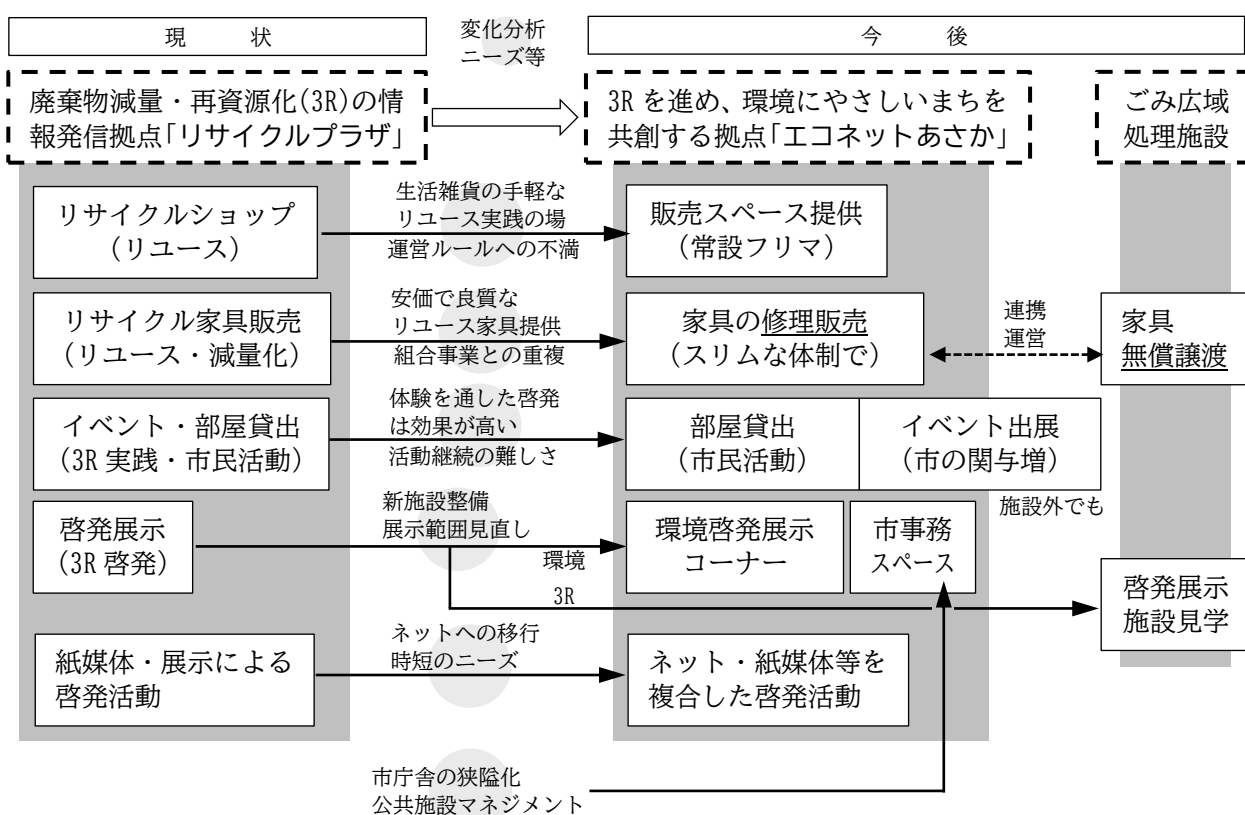


図3-1：啓発活動・プラザ事業再構築の全体イメージ

(2) 施設の位置づけ

現状	廃棄物減量化・再資源化(3R)の啓発、情報発信拠点 「リサイクルプラザ」	→	今後	3Rを進め、環境にやさしいまちを共創する活動拠点 「エコネットあさか」
○市民、民間企業、市の3者が協力しながら、《環境にやさしいまち*を共に創っていく》活動拠点とする。(共に創る＝利用者・提供者の垣根を取り払って、一緒に活動すること) ○「集まる施設」から、「市内各所へ活動に出掛けていく拠点」へ。 ○対象とする領域を、「廃棄物」→「廃棄物を含む環境全般」に拡大する。 ○施設の位置づけを明確化するため、施設名称を変更する。同時に、ネーミングライツの導入も検討する。				

*環境にやさしいまち：第3次朝霞市環境基本計画が掲げる、望ましい環境像「みんなでつくる水とみどりが豊かな環境にやさしいまち朝霞」から引用

(3) リサイクルショップ

現状	市民が不用品を出品し、展示販売する。委託販売の形態。売上は全額出品者に支払う。	→	今後	常設のフリーマーケットのような形態。販売スペースの有償貸し出しや、他市に準じた無償受入方式への変更を検討。
○ボックス、床スペース、ハンガーラック、机などの単位で販売スペースを提供する。月～週単位で有償にて受け付ける。展示方法は販売者に任せる。 ○別の案として、他市の例にあるような、市民から無償譲受したものを廉価に販売する形態をとる案も考えられる。 ○品目は原則としてリユース品とする。 ○詳細な制度設計は、令和7年度に検討する。				

(参考) 市内でも、展示販売スペースを有償で貸し出すショップが複数あります。これらとの競合を避けるため、リユース品に限定するなどの対策が必要です。

(4) リサイクル家具類販売

現状	不用家具を自宅収集または持込。修理のうえ展示販売している。売上は全額市の収入。	→	今後	修理あり・有償販売の家具は、当施設で事業を行う。修理なし・無償譲渡の家具は、組合新施設で事業を行う。
○既存事業を基本に事業を継続する。協議を継続して、役割分担や連携手法を検討していく。 ○当施設では自宅収集または持込の家具を対象に、修理あり・有償販売とする。組合新施設では粗大ごみからのピックアップ品を対象に、修理なし・無償譲渡とする。状態により両施設間の移動が発生するため、現在のトラックを活用して移動する。 ○両者の展示家具は、統一したホームページでシームレスに情報提供する。 ○当施設では商品価値の高いものを中心に扱い、売れなかったものは再販売せず組合新施設へ移動するなどして、保管点数を減らし、スリム化したうえで継続する。				

(参考) 和光市・組合との今後の協議により変更となる可能性があります。

(5) イベント・部屋貸し出し

現状	リサイクルプラザ企画運営協議会がイベントを実施。 環境に関連した活動を行う団体に、活動場所として部屋を貸し出している。	→	今後	市と市民活動団体の共催でイベントを実施する。市内で開催されるイベントで啓発を行う。 環境に関連した活動を行う団体に、部屋を貸し出す。(リサイクル工房に限定)
○講座等のイベント、スクールグッズシェアリングは、市と市民活動団体の共催の形で実施する。制服リユース事業は、スクールグッズシェアリングに統合する。 ○市内のイベントでブース出展・啓発品配布などを行い、街頭啓発を行う。 ○部屋の貸し出しは、現在の利用実態から、リサイクル工房に限定して継続。利用目的は「環境・廃棄物に係る活動」に限定。(利用目的は現状と変わらず)				

(6) 啓発展示

現状	クリーンセンターでの施設見学と、リサイクルプラザでの 3R 啓発展示。	→	今後	3R に関する啓発展示と施設見学は、組合の新施設に統合する。プラザでは、新たに環境全般に関する啓発コーナーを設ける。
○新施設での展示内容は、今後、組合・和光市・事業者と協議していく。				

(7) その他

ごみ減量化、再資源化等の啓発の方向性としては、紙媒体や施設での展示が中心の活動から、ネット・紙・イベント出展など多くの媒体をミックスした活動に転換していき、より多くの方に届くような方策を検討します。

公共施設マネジメントの視点では、市庁舎の狭隘化がかねてから指摘されており、新たな投資を極力抑えるため、今回の事業再構築によって捻出されたスペースを、市の事務スペースに転用することを検討します。具体的には、施設の新たな位置づけである「市民、民間企業、市の3者が協力しながら、『環境にやさしいまちを共に創っていく』活動拠点」を支える部署の移転を想定します。

2 事業再構築のスケジュール案

前項の再構築案を前提として、今後の再構築スケジュール案を以下に検討します。

(1) 考慮すべき条件

- ごみ広域処理施設は令和 12 年度から稼働を開始するため、これに合わせてスケジュールを検討します。
- 令和 12 年度以降は、資源リサイクル課の事務内容が大きく変化（主に減少）します。
- アンケート等で、現在のプラザ事業に対する利用者の不満が改めて浮き彫りになったことから、令和 12 年度を待たずに対応できることは速やかに実施します。
- 市庁舎の改修工事は、早ければ令和 8 年度に実施される可能性があります。

(2) 全体のスケジュール

事業再構築の全体のスケジュール案を図 3-2 に示します。それぞれの詳細な内容は、(3) で記述します。

事 業	R7	R8	R9	R10	R11	R12
リサイクルショップ	制度検討					
		新制度で営業（定期的に制度見直し）				
	現状営業					
リサイクル家具販売	改善検討	改善策実施（随時改善）				連携営業
	組合・和光市・事業者と協議					
イベント関係	新体制の検討・試行		新体制で事業実施			
啓発展示	現状継続（随時改善）					新施設へ
啓発活動	新方針の検討・試行		新方針で事業実施			
建物（市事務スペース等）	市全体の公共施設マネジメントに合わせて工事・移転実施					

図 3-2：事業再構築のスケジュール案

(3) 各事業の詳細

年 度	取組内容
◆リサイクルショップ	
R7 年度	○新制度の詳細検討（他事例調査、利用者意向調査等を含む）
R8 年度～	○新制度で営業（定期的に制度を見直す）
◆リサイクル家具類販売	
R7 年度	○すぐに実施可能な改善策の検討 ○新施設での家具事業について、組合・和光市・事業者と協議
R8～11 年度	○一部改善策の実施 ○新施設での家具事業について、組合・和光市・事業者と協議
R12 年度	○新施設と連携した形での事業に移行
◆イベント・啓発関係	
R7～8 年度	○新体制・新方針の具体的内容を検討し、一部を試行
R9 年度～	○新体制・新方針で実施
R12 年度～	○3R 関係の啓発展示を新施設へ移行

（参考）令和 12 年度以降、事業の展開状況を踏まえて、開所日を月～土曜日（祝日も開所、日曜日と年末年始のみ閉所）に変更することも検討します。

3 再構築案のアンケート

再構築案に市民の意見を反映させることを目的として、市民アンケート（第二次）を実施しました。計画として完全な形になる前の、比較的自由にコメントできる状況で、住所や氏名を記入せず気軽に意見を出せるようにするため、市民コメント（旧パブリック・コメント）ではなくアンケート形式としました。

（１）アンケート実施概要

表 3-3：アンケート（第二次）実施概要

回答方法	郵送、ファクス、電子メール、市ホームページのアンケートフォーム、資源リサイクル課窓口（クリーンセンター、リサイクルプラザ）窓口への直接提出
提出できる方	(1)市内在住・在勤・在学の方、(2)市内に事務所・事業所を有する方(法人を含む)、(3)本件に利害関係を有する方(例：市外在住のプラザ利用者)
意見数	8 名、10 件
意見募集期間	令和 6 年 12 月 13 日（金）～令和 7 年 1 月 14 日（火）

（２）アンケート結果

アンケートでいただいたご意見の概要を表 3-4 に示します。今回のアンケートのご意見をもとに、制服リユース事業をスクールグッズシェアリングに統合する記述を追加しました（18 ページ(5)参照）。なお、詳細な内容と市の考え・対応については、資料編に掲載しています。

表 3-4：アンケート意見の概要

分野	ご意見
リサイクルショップ	○運営見直しに賛成。定期的な屋内フリーマーケットに期待。 ○出品ルールの制約が気になる。ショップの棚がすいている原因なのでは。 ○簡単に利用できるようにすべき。出品のルールが緩和されたら良くなるのでは。 ○出品の自由度を上げて、若い人でも利用しやすいようにして欲しい。
リサイクル家具	○家具の無償譲渡は良いと思う。家電品にも期待。民間サービスとの連携を検討しても良いのでは。 ○開所している時間に行けないことも多い。民間サービスの活用も良いと思う。
啓発展示	○あらゆる年齢層に分かりやすいようにして欲しい。
スケジュール	○ショップの新しい運営方法はすぐに始めて欲しい。 ○年 1 回の見直しは良いと思う。変化が必要。利用者の声を拾い上げて欲しい。
制服リユース	○制服のリユース事業に力を入れて欲しい。民間サービスでは出品が少ない。 ○現状の制服リユース事業は利用しづらい。他自治体の例を参考にして欲しい。
その他	○高齢者の利用が多い印象。若年層にも利用しやすいように、情報収集しやすいようにして欲しい。

4 今後の進め方

図 3-1 と図 3-2 に示した方向性を目指して、これからプラザの事業を実際に再構築していくことになります。実施にあたっては、すぐにできることと、新施設の完成時点でやるべきことの2段階に分けて進めると、効率よく再構築を展開できるものと考えられます。具体的には、令和8年度と令和12年度の2段階の目標年度を設け、これらに向けて準備を進めていくこととします。表 3-5 に、目標年度と主な再構築の内容を示します。

表 3-5：目標年度と主な再構築内容

目標年度	主な再構築（変更）内容
令和8年度	○リサイクルショップを新方式で営業開始 ○リサイクル家具類販売の方法修正 ○イベント・啓発事業を新体制・新方針で展開開始 ○一部を市の事務スペースに転用開始（時期は市全体の計画に合わせ検討）
令和12年度	○利用状況をもとに、リサイクルショップの制度修正 ○リサイクル家具類販売を新方式で営業開始 ○3R に関する啓発展示を新施設へ移転

また、今回の事業再構築と同時に、プラザの建物をより効率的に管理する方策を検討します。具体的には、清掃や点検などの業務委託を一括して契約し、ビルメンテナンスの専門業者が総合的に建物の管理を行う「包括管理委託」や、他の公共施設と一括して効率よく管理を行う契約形態への移行などを検討します。

5 継続した改善に向けて

啓発活動は、時代の変化に応じて継続的に改善を図っていくことが求められます。一方で、事業規模に見合ったコンパクトな活動となるよう留意する必要があります。そこで、継続した改善を行う体制として、PDCA サイクルに基づく実施体制を図 3-6 に示します。

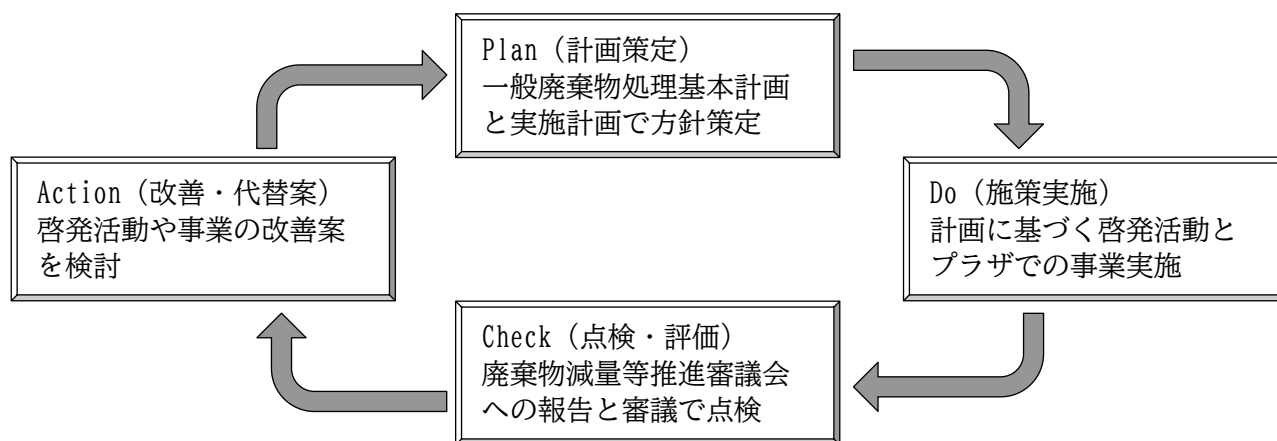


図 3-6：PDCA サイクルに基づく実施体制

【Plan】計画策定

啓発やプラザでの事業は、5年ごとの一般廃棄物処理基本計画で大きな方針を策定し、毎年度の一般廃棄物処理実施計画で、当該年度の活動計画を策定します。

【Do】施策実施

活動計画に基づき、啓発や事業を実施します。達成状況の確認は、一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告書で毎年度取りまとめます。

【Check】点検・評価

一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告書を廃棄物減量等推進審議会へ報告し、内容を審議していただくことで、実施内容の点検・評価を行います。

【Action】改善・代替案

審議会での意見や、市民・利用者の意見などをもとに、次年度以降の活動の改善案を検討します。

1 関連例規等

◆朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例

(設置)

第1条 一般廃棄物の減量化及び再資源化に関する市民の意識の啓発を図り、もって資源を循環的に利用する社会の形成に寄与するため、朝霞市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）を朝霞市大字浜崎 664 番地の2に設置する。

(業務)

第2条 プラザは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 一般廃棄物の減量化及び再資源化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 一般廃棄物の再生利用の促進に関すること。
- (3) その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休所日)

第3条 プラザの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
- (2) 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(利用時間)

第4条 プラザの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 プラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プラザの利用を許可しない。

- (1) プラザの設置目的に反するとき。
- (2) プラザの施設又はその附属設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として利用しようとするとき。
- (4) その他プラザの管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し)

第6条 市長は、プラザの管理上支障があると認めるとき、又は前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 許可を受けた目的以外にプラザの施設を利用したとき。

2 市は、利用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第7条 故意又は過失によりプラザの施設又はその附属設備に損害を与えた者は、速やかにこれを原状に復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

◆朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例（平成12年朝霞市条例第42号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、朝霞市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定によりプラザの利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、朝霞市リサイクルプラザ利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の許可)
第3条 条例第5条第1項の許可は、朝霞市リサイクルプラザ利用許可書(様式第2号)を交付して行うものとする。
(遵守事項)
第4条 市長は、プラザの利用について遵守事項を定め、利用者に対して随時必要な指示をすることができる。
(職員)
第5条 プラザに所長を置く。
2 前項に定めるもののほか、市長は、必要な職員を置くことができる。
(職務権限)
第6条 所長は、上司の命を受け、プラザの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
(所長専決事項)
第7条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事項については、上司の決裁を受けなければならない。
(1) 条例第3条第2項の規定により臨時に休所日を定め、又は休所日に開所すること。
(2) 条例第4条ただし書の規定により利用時間を変更すること。
(3) 条例第5条の許可に関すること。
(4) 条例第6条の規定により許可を取り消すこと。
(5) 第4条の規定により遵守事項を定め、指示すること。
(6) 定期又は定例に属し、かつ、軽易な事項の通知、依頼、回答等の処理に関すること。
(7) 前各号に準ずる軽易な事項
2 所長は、前項の規定により事務を専決したときは、必要に応じて上司に報告しなければならない。
(委任)
第8条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この規則は、平成12年7月1日から施行する。

【様式は省略】

◆朝霞市リサイクルプラザ管理要綱

(趣旨)
第1条 朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例施行規則第8条の規定に基づき、朝霞市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用団体)
第2条 プラザは、市民で構成された団体が、廃棄物の減量化及び再資源化並びに循環型社会形成のために活動・学習する場合に利用することができる。
(貸室)
第3条 プラザの貸室は、リサイクル活動室(大・小)、リサイクル工房、リフォーム工房とする。
(利用予約)
第4条 プラザを利用しようとする団体は、口頭又は電話により利用予約することができる。利用予約した後は、速やかに、朝霞市リサイクルプラザ利用許可申請書を市長に提出しなければならない。
(利用時間)
第5条 プラザの貸室の利用時間の区分は、次のとおりとする。
午前 午前9時から正午まで
午後 午後1時から午後5時まで
ただし、所長は特別の事情があるときは、利用時間の区分を変更することができる。
(遵守事項)
第6条
(1) 貸室を利用した後は、清掃の上、机、椅子等の備品・調度品を利用前の原状に復元すること。
(2) 室内での飲食・喫煙はしないこと。
(3) 空調機、備品等の使用は、所長の指示に基づき、使用すること。
(4) 私物の管理は、利用者が行うこと。盗難・き損等があった場合は、プラザは一切責任を負わないこと。
(備品等の館外貸出し)
第7条 備品の館外貸出しは、所長の許可を得ることとする。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

◆朝霞市リサイクルショップ運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭において不用になった生活用品の再生利用を促進することにより、資源循環型社会の構築に向けての思想を市民に広く啓発し、ごみの減量化及び再資源化をより積極的に推進することを目的とする。

(利用資格)

第2条 リサイクルショップ登録制度の利用資格は、原則として市内に住所を有する18歳以上の者とする。

(対象品目)

第3条 対象品目は、家庭で不用となった日常生活用品で使用に耐えるものとする（中古品又は新品を問わない。）。ただし、図書、雑誌、食料品、化粧品、危険物、動植物、医薬品、電化製品、大型家具、貴金属、美術品その他市が不適当と認めたものは除く。

(登録)

第4条 会員登録制度を利用する者は、住所、氏名及び年齢を確認できるもの（免許証等）を持参して会員登録（以下「登録」という。）をするものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、申込月から起算して2年間とする。

(登録の抹消)

第6条 前条の期間を経過し、再登録のない者又は利用資格を喪失した者は、登録を抹消されるものとする。

(品物の登録)

第7条 品物の登録は、出品者が自らリサイクルショップの受付に品物を持参して行うものとする。ただし、1人当たり1回7点以内とする。

(品物の登録有効期間)

第8条 展示期間は、受付日から起算しておおむね4週間とするものとする。また、展示期間中の追加登録をすることはできない。

(登録品の値段)

第9条 登録品の値段は、出品者が自ら決めるものとする。ただし、新品においても市価の半値以下とする。

(登録品の精算及び引取り)

第10条 市は、出品者に展示期間終了後に売却金と残った品物の通知をするものとする。次回の登録は、精算及び引取りが終了した後に行うものとする。

(事務管理費用)

第11条 出品者は、事務管理費用の一部として商品登録時に100円を負担するものとする。

(その他)

第12条 リサイクルショップの業務は、市民環境部資源リサイクル課で行う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日要綱第96号）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（令和5年11月2日要綱第104号）

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

◆朝霞市リサイクルプラザ図書等貸出し利用基準

(趣旨)

第1条 朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例（平成12年朝霞市条例第42号）第2条第1号に規定する一般廃棄物の減量化及び再資源化に関する情報の収集及び提供に資するために実施する、リサイクルプラザの図書等（雑誌の最新号を除く。以下同じ。）の貸出し利用について、次のとおり定める。

(利用内容)

第2条 図書等の貸出し利用場所は、朝霞市リサイクルプラザとする。

2 図書等の貸出しは、朝霞市リサイクルプラザの開所日に行うものとする。

3 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(利用条件)

第3条 図書等を貸し出すことができる者は、朝霞市、志木市、新座市及び和光市に在住する者とする。

2 貸出し冊数及び日数は1回につき3点以内、貸出期間は貸出日から起算して14日以内とする。

(利用方法)

第4条 図書等の貸出し利用を希望する場合は、朝霞市リサイクルプラザ図書等利用券交付申込書（様式第1号）に記入し、朝霞市リサイクルプラザに提出するものとする。

2 前項の申込書が提出されたときは、有効期限内のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証、社員証等の原本により本人確認を行い、図書等利用券（様式第2号）を発行するものとする。

3 図書等利用券の有効期限は、交付した日の属する年度の末日とする。

4 図書等は、返却日を記入した短冊を挟んで貸し出すものとする。

(その他)

第5条 利用者の故意又は過失により、図書等を紛失し、汚損し、又は破損したときは、利用者は速やかに朝霞市リサイクルプラザに届出後、原則として同じ図書等を弁償する。

附 則

この基準は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(令和5年2月22日その他第1号)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

【様式は省略】

◆朝霞市リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 一般廃棄物の減量化及び再資源化に関する市民の意識啓発をより効果的に行い、もって資源を循環的に利用する社会の形成に寄与するため、朝霞市リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) リサイクルプラザの事業再構築に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市民環境部長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員は、別表に掲げる職をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の施行の日からリサイクルプラザ事業再構築検討報告書が完成するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名した職員を会議に出席させることができる。

4 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境部資源リサイクル課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

市民環境部長
政策企画課長
財産管理課長
地域づくり支援課長
環境推進課長
資源リサイクル課長
朝霞和光資源循環組合施設課長補佐

◆【参考】朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会規約

(名称)

第1条 本会は、朝霞市リサイクルプラザ（愛称エコネットあさか）企画運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、朝霞市リサイクルプラザの事業運営に関し、行政と密接な連携を図りながら市民主体で活動し、循環型社会の構築に寄与するとともに、広く環境問題改善のための事業を展開することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境及び循環型社会に関する調査・研究・情報収集・先進地視察・発信に関すること。
- (2) 各種教室・講座・イベントなどの企画及び運営に関すること。
- (3) ソーシャルメディア・情報誌の発行及び各種事業の啓発広報活動に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、リサイクルプラザ企画運営員（以下「スタッフ」という。）で組織する。

2 スタッフは、環境問題及び循環型社会等に関心がある市内在住の18歳以上80歳までの者とする。（但し、役員会にて承認を得たものはこの限りでない。）

3 スタッフの定数は、30人以内とする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 スタッフは会議や事業の準備・開催等、協議会の活動に参加、協力すること。

5 スタッフの任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 スタッフの補助組織として、協力員を置くことができるものとする。

(事業の運営)

第5条 スタッフ会議で決定された教室・講座・イベント等の事業は、チームを編成し、運営するものとする。

(役員)

第6条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名

2 役員は、スタッフの互選により選出する。

(役員の任務及び任期)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を審議する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代理する。
- (3) 書記は、会長の命を受けて会務を記録、保管する。
- (4) 会計は、会長の命を受けて会計事務を処理する。
- (5) 監査は、会計監査とする。

2 役員の任期は、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会、役員会、スタッフ会議とする。

2 総会、役員会、スタッフ会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 会議は、原則としてスタッフの3分の2以上の出席で成立するものとする。

4 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回、原則として4月に開催する。ただし、会長が役員会で協議し、必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、スタッフの3分の2以上の出席で成立する。なお、正規の手続による委任状は、出席とみなす。

3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度の事業報告及び決算の承認に関すること。
- (2) 本年度の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他会務の重要事項

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じ開催し、次の事項を処理する。

- (1) 総会議案の作成及び提出に関すること。
- (2) 企画の進捗状況を把握し、成果を確認する。
- (3) スタッフの入、退会に関すること。
- (4) その他、会務に関する検討と事業内容の調整を共有すること。

(スタッフ会議)

第11条 スタッフ会議は、原則毎月1回開催し、事業の実施成果及び運営状況を確認する。また、進行事業計画の確認と調整を行う。

(会計)

第12条 協議会の経費は、受託金、寄付金、その他の収入をもって充て、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議会エコ基金)

第13条 協議会への寄付金、その他臨時収入は「協議会エコ基金」として積み立てるものとする。

2 「協議会エコ基金」は、環境改善や災害支援として必要とされる場合、スタッフ会議に諮りこれを使用できるものとする。

(退会)

第14条 会長はスタッフが、次のいずれかに該当するときは、退会の勧告及び退会させることができる。

(1) 本人から退会の申出があったとき。

(2) スタッフとして第2条及び第4条の4の責務を果たさない場合、また、その他の理由でスタッフとして不適格とされたとき。

(3) その他必要と認めたとき。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、リサイクルプラザ事務所内に置き、事務を処理する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成12年6月1日から施行する。

2 平成13年4月1日一部改正

3 平成14年4月10日一部改正

4 平成15年4月9日一部改正

5 平成19年4月11日一部改正

6 平成21年4月8日一部改正

7 平成22年4月14日一部改正

8 平成22年12月8日一部改正

9 平成24年4月11日一部改正

10 平成29年4月12日一部改正

11 令和6年4月26日一部改正

◆【参考】朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会規約第16条の規定に基づき、協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(スタッフの募集)

第2条 スタッフの定員に欠員が生じたときは、市予算の範囲内で随時募集するものとする。

2 募集方法は、原則公募による。

(会議の開催及び報告)

第3条 会議を開催するときは、会長に報告し、終了後は会議録(様式1)を作成する。

(消耗品及び活動費)

第4条 教室・講座・イベント等の実施に係る材料費及び活動費等は、市の「教室・講座等業務委託料」をもってこれに充てる。ただし、会長はその用途について事前に事務局へ報告をするものとする。

(講師謝金及び謝礼)

第5条 教室・講座・イベント等の実施に係る講師の謝金及び謝礼については、市の支給基準による。

(個人情報の保護)

第6条 スタッフは、職務上、知り得た個人情報の保護について、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 秘密保持の義務

職務上、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(2) 第三者への提供の禁止

職務上、知り得た個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(3) 複写及び複製の禁止

職務上、知り得た個人情報を朝霞市の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(4) 個人情報の取扱い

協議会の運営上、個人情報を取り扱う場合は、個人の基本的な人権を侵害することのないよう努めなければならない。

(企画運営計画書等の作成)

第7条 事業の実施にあたっては、次の書類を作成し、事務局(事務所)に提出する。

- (1) 企画運営計画書（様式2）
- (2) 参加者名簿（様式3）
- (3) 実施報告書（様式4）
- (4) 施設使用届（様式5）
- (5) アンケート（様式6）

（協議会の庶務）

第8条 協議会の庶務は、事業の円滑な推進を図るため、事務局と密接に連携し、必要な事項を処理する。
（委任）

第9条 この細則に定めのない事項が生じた場合は、その都度協議し決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月10日一部改正
- 3 平成21年4月8日一部改正
- 4 平成22年4月14日一部改正
- 5 平成29年4月12日一部改正
- 6 令和6年4月26日一部改正

【様式は省略】

2 市民アンケート（第一次）集計結果

（◆：分析コメント、☆：集計上の補足説明、◎：「その他」の回答例）

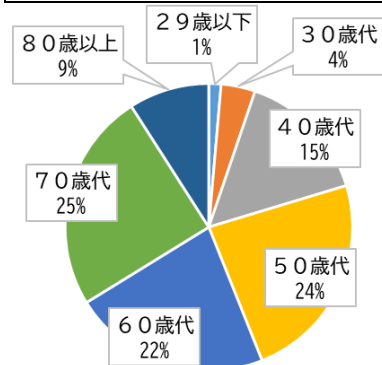
Q1 リサイクルプラザを利用したことがありますか。（市HPのみ）

利用あり ○○○○○○○○○○○○○○ (11)

利用なし ○○○ (3)

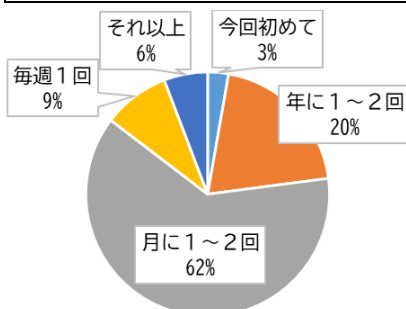
◆市ホームページでの回答者は、施設を利用したことがある人が中心。

Q2 あなたの年齢を教えてください。（択一）



◆40～80歳代の利用がほとんど（95%）を占める。

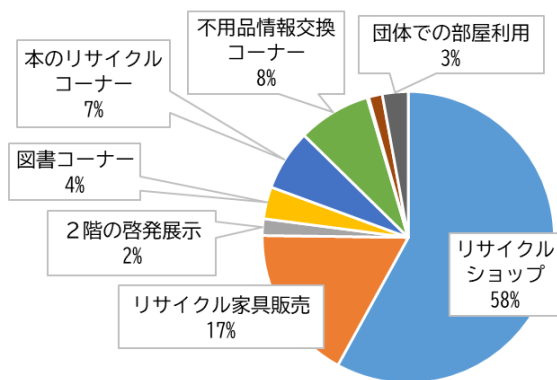
Q3 リサイクルプラザをどれぐらいの頻度で利用されていますか。（択一）



◆「月1～2回程度」の利用が最も多く、それ以上の頻度での利用と合わせて77%を占める。

☆ネットのみ「過去に数回程度」の選択肢を設定し、5人が選択した。グラフでは年1～2回の選択肢に合わせて表記した。

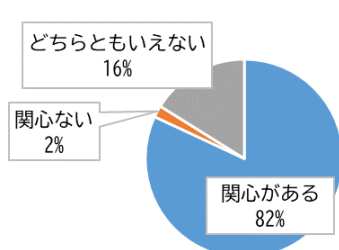
Q4 どの事業（コーナー）をよく利用されていますか。（複数回答可）



◆「リサイクルショップ」が半分以上を占め、「家具」がこれに次いでいる。その他では「本のリサイクルコーナー」と「不用品情報交換コーナー」が比較的によく利用されている。

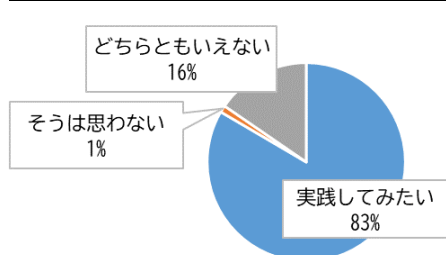
☆グラフに表記のない選択肢としては、スクールグッズシェアリングが2%、3R展示が0.2%であった。

Q5 あなたは、3RやSDGsに関心を持っていますか。（択一）



◆利用者は全般に、環境やごみ減量化に関心を持っている傾向にある。

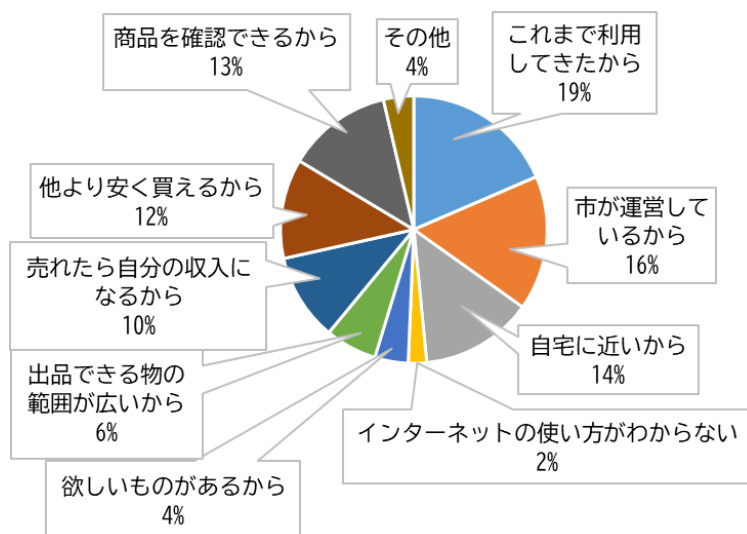
Q6 リサイクルプラザを利用して、3Rを普段の生活の中でも実践してみようという気持ちになりましたか。（択一）



◆Q5とほぼ同様の傾向を示した。

Q7 【リサイクルショップ】をご利用の方にお尋ねします。

民間のリサイクルショップやインターネットでの売買ではなく、当ショップを利用された理由は何ですか。（複数回答可）

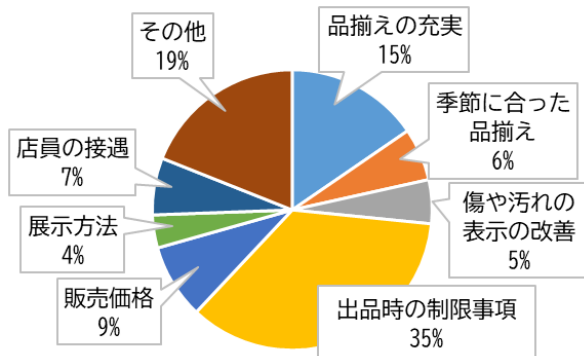


◆「継続利用」「公営」「自宅近隣」の理由で約半数を占め、「現物確認」「安価」「収入になる」等がこれに並んでいる。

◎「その他」の例：インターネットでは手間がかかる、送料がかからない、自分で価格設定できる

Q8 【リサイクルショップ】をご利用の方にお尋ねします。

当ショップで改善して欲しい点はありますか。(複数回答可)

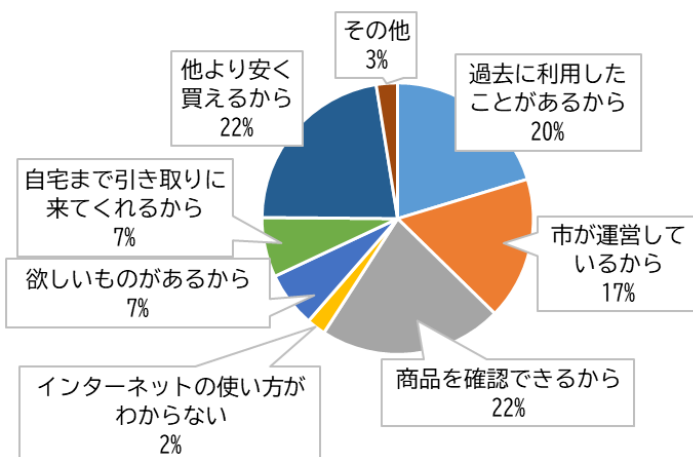


◆改善要望で最も多いのは「出品時の制限」で、これに「品揃え」が次いでいる。

◎「その他」の例：「出品時の制限事項」に該当する内容が7%あり、同項目は実質42%に達する。購入者からは「価格が高い」等の意見があった。

Q9 【リサイクル家具販売】をご利用の方にお尋ねします。

民間のリサイクルショップやインターネットでの売買ではなく、当施設の家具販売事業を利用された理由は何ですか。(複数回答可)

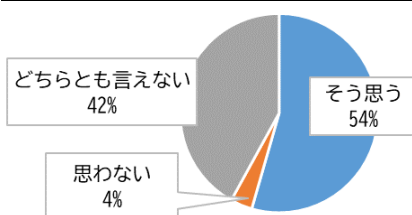


◆「安価」「現物確認」「継続利用」「公営」などが上位に並んでいる。

◎「その他」の例：購入した家具の運搬手段がない

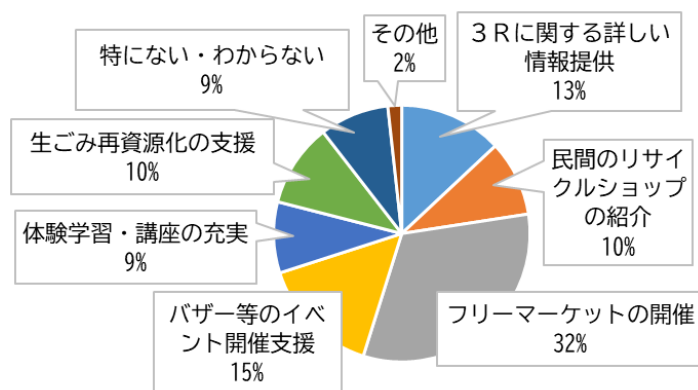
Q10 リサイクルプラザで実施している【イベント・講座等】に参加したことのある方にお尋ねします。

参加したことで、ごみを減らしたり分別したりする意識が、今も続いていると思いますか。(択一)



◆啓発効果の持続性を確認した問いであるが、「どちらとも言えない」回答が42%あり、時間の経過とともに啓発効果が減衰している様子がうかがえる。

Q11 これから 3R の取組を進めていくため、市でやって欲しいことはありますか。(複数回答可)



◆フリーマーケットとバザーで約半数を占めており、この種のイベント開催が強く望まれている。次いで情報提供系が多くなっている。

◎「その他」の例：学用品の交換場所を常設してほしい

Q12 リサイクルプラザへのご意見・ご要望等があればご記入ください。

※この質問に対して全部で 130 件の意見があった。

◎リサイクルショップの出品時の制限に関する内容が 22%あった。

◎ショップ購入者は「価格が高い」「検品して欲しい」、ショップ出品者は「自由に値段をつけたい」「中古品の現状渡しも扱って欲しい」、との意見があり、価格や商品に関する意識差が目立った。

◎その他リサイクルショップに関する意見が 21%あり、応援・感謝の声を含めると半分以上がリサイクルショップに関する内容であった。

◎ごみ減量化や 3R に関する意見は 6%にとどまった。

◎市ホームページからの回答を中心に、「施設の存在意義が失われており廃止すべき」等の意見があった。

◆リサイクルプラザは、「リサイクルショップのある場所」としての認識が強く、ごみ減量化や 3R の啓発など、施設の設置目的と乖離している実態が浮き彫りになった。

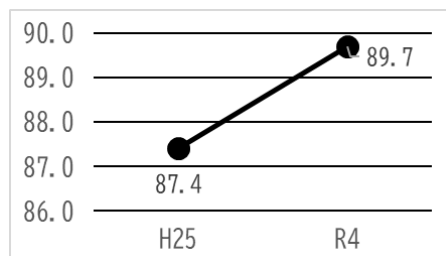
3 一般廃棄物処理基本計画策定時のアンケート結果

一般廃棄物処理基本計画（現在は第 6 次）の策定時に実施したアンケートで、過去と同一内容の質問をした項目があり、直近 10 年（平成 25 年度→令和 4 年度）の市民の意識変化をみることができる。

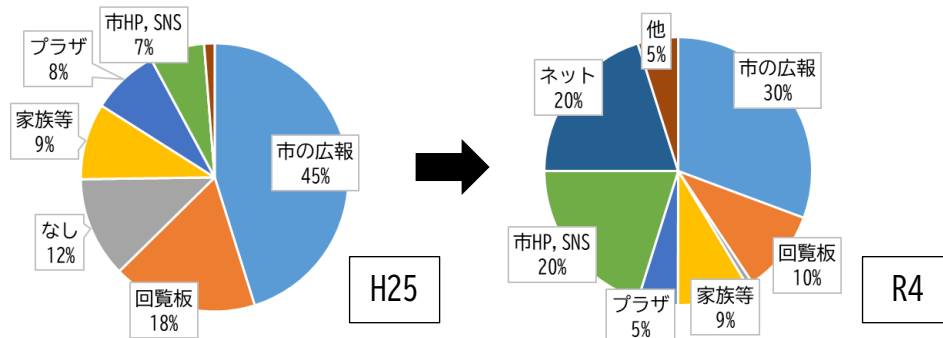
なお、以下の質問の番号は便宜的に前項の続番で付した。

Q13 あなたは、ごみ問題についてどの程度関心がありますか。

◆ごみ問題に「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と答えた人の合計が、2.3 ポイント上昇した。

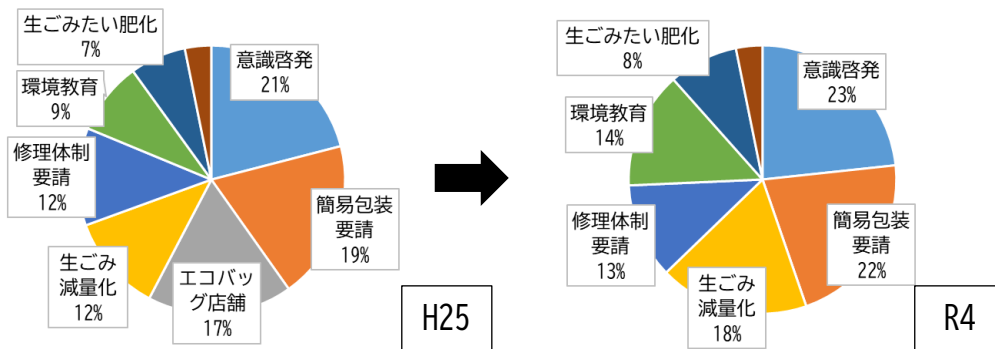


Q14 ごみに関する情報が欲しい場合、どこから入手しますか。(複数回答可)



◆「市の広報」「回覧板」が割合を大きく下げた一方で、「市 HP、SNS」「インターネット」の割合が上昇した。ネット経由の情報収集が主流となりつつある一方で、市の広報も依然として重要視されていることが分かる。

Q15 ごみ減量化のために市が行うべき取組は何だと思いますか。(複数回答可)



◆令和4年度の調査では、レジ袋有料化に伴って「エコバッグ推進店舗の利用促進」を選択肢から外している。それ以外は全般に同じ傾向を示しており、市の施策として求められている内容は変わらないことが分かる。

4 市民アンケート（第二次）結果

No.	分野	ご意見	市の考え・対応
1	事業再構築案 (リサイクルショップ)	リサイクルショップの運営見直しは嬉しいです！常設フリマがどんな感じかわからないですが、定期的に屋内フリマが開催できたらいいなと思います。現在は出品しにくい感じなので、自分の納得できる価格にしたり、楽しく買い物できると良いと思う。	出品ルールの制約を緩和してほしいとのご意見を多くいただいており、今回、抜本的な見直しをしたいと考えています。今後、詳細な見直し案を検討しますので、いただいたご意見を参考にしていまいります。
2	スケジュール案	新しい運営(フリマ)はすぐに始めて欲しい	令和7年度に運営方法の検討、早ければ令和8年度に新しい形態で開始したいと考えています。
3	事業再構築案 (リサイクル家具)	家具の無償譲渡はいいと思った。家電の無償譲渡もあっていいと思う。 ジモティと提携して運営してる自治体もあるそうなので、朝霞もジモティと連携を検討してもいいのではないかな。	家具の無償譲渡は、早ければ令和12年度開始で検討しています。現在でも、売れ残ったものは無償譲渡としている例もあります。また、ご意見にあるような、民間サービスとの連携も導入を目指して検討していまいります。

No.	分野	ご意見	市の考え・対応
4	事業再構築案 (リサイクルショップ)	リサイクルショップ(リユース)について現状の方法で概ね満足していますが、出品の種類・点数に限りがある点が気になっています。全体的に品物が少なく棚がスカスカなことが多く、実際に出品をしてみたら1種につき2点までなど規制があることがわかり、それが原因だと感じました。また、売れなかったものは値段を下げれば再出品可などは不可能なのでしょうか。	出品ルールは、開所当時に検討して決めたものが多く、その後の状況変化に対応しきれていない面もあったと考えています。今後、詳細な見直し案を検討しますので、いただいたご意見を参考にしていまいります。
5	事業再構築案 (リサイクルショップ、啓発展示ほか)	リサイクルならば、みんなが簡単に利用できるようにすべきだと思う。活発な事業展開をしていくのなら、もっと商品の流れや受け入れをスムーズにしてほしい。1人何点までとか、1ヶ月で回収、清算とか、枠をはずしてほしい。リサイクルを学ぶ事も、子供から大人までわかり易くしてほしい。ゴミの分別にしても、再利用方法にしてもまだまだ十分で無い気がする。朝霞の地域性や、昔ながらの知恵なども取り入れたリサイクル事業をして欲しいです。	今回の見直しは、誰もが手軽に実践できる3Rを大きな目標としています。リサイクルショップの詳細な見直し案の検討では、いただいたご意見を参考にしていまいります。また、リサイクルなどの学習については、現在計画中の新しい施設で、分かりやすく学べるように整備していまいります。
6	スケジュール案	年に1回の見直し 良いと思います。時代、世代、情勢などによって変化が必要です。いつも利用者の声を拾い上げてもらえると嬉しいです。	今回の見直しに至った経緯として、社会情勢の変化に応じた見直しが十分できていなかった反省があります。特にリサイクルショップは、新しい制度がより良いものとなるよう、定期的に見直しをしていきたいと考えています。
7	事業再構築案 (啓発事業など)	リサイクルプラザは高齢者の方が多い印象。若年世代も利用しやすいよう、またリサイクル品の情報が収集しやすいようにしてほしい。SNSでの発信も大事だが、そもそも開館している時間に行けないことも多い。ジモティなどの活用を促すのもアリかなと思う。	現在は、来所者層に偏りがあり、3Rの啓発という本来の効果が十分発揮できていない面があります。今回の事業再構築で、広い層に啓発が届くようにしたいと考えています。また、ご意見にあるような、民間サービスとの連携も導入を目指して検討していまいります。
8	事業再構築案 (制服リユース)	朝霞は子供が沢山いますので、幼稚園や中学校などの制服のリユース事業に力を入れてもらえたら嬉しいです。我が家にも転園で使わなくなってしまったまだ綺麗な幼稚園リュックや制服があります。制服類はメルカリやジモティーなどのアプリでも出品はほとんどないため需要はあると思います。	制服のリユース事業は、これまでも実施してきましたが、必ずしも使い勝手のよい形では実施できていませんでした。今後は、スクールグッズシェアリングに統合する方向で検討したいと考えております。
9	事業再構築案 (制服リユース)	制服のリユースをしてほしい。リユースは、各学校で、決まった日しかやっておらず、サイズも少なく中学で役員になるとかなり面倒。しかも、利用に人目があり抵抗がある。いつでも利用できれば、古着屋やセカンドストリート感覚、日時も気にせず利用できます。そのため、サイズもその日なくても、諦めがつきます。うちの娘は、1年で身長が8センチ伸びたので、ジャケットがサイズアウトしてしまいました。戸田では、成長にあわせて、リユース交換会が充実していると聞きました。是非、別の市の自治体のいいところを真似してほしいです	制服のリユース事業は、これまで学校単位で実施しており、その方法も学校によってまちまちでした。今回のご意見を踏まえ、今後はプラザで定期的の実施しているスクールグッズシェアリングに統合する方向で検討していきたいと考えております。
10	事業再構築案 (リサイクルショップ)	とても良いシステムだと思います。ただ以前出品の利用をしていましたが、働いていращやる年配の女性の方々がとても口うるさく利用をやめました。もう少し出品者の自由度を上げていただけるとより良いのではないかと思います。口うるさい年配女性に上から目線で色々言われる現状では若い人の利用者は増えないと思います。	出品ルールの制約は、一定の必要性から設定したのですが、それがリユースの妨げになっている側面もあります。詳細な見直し案の検討では、いただいたご意見を参考に、若い方でも利用しやすいような仕組みを検討していまいります。

5 検討の経過

年月日	経 過 （☆は検討内容、★は意見の例）
令和 6 年 4 月 26 日	リサイクルプラザ企画運営協議会総会で検討趣旨を説明
令和 6 年 5 月 22 日	第 1 回リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会開催 ☆検討の概要、各事業の現状と課題、アンケート案
令和 6 年 5 月 29 日	廃棄物減量等推進審議会で検討趣旨を説明 ★広く環境に関する活動をしてはどうか
令和 6 年 6 月 8 日～ 7 月 5 日	市民アンケート（第一次）実施
令和 6 年 7 月 24 日	リサイクルプラザ企画運営協議会に検討状況を報告 ★ショップの新たな姿として販売スペース貸しも考えられる
令和 6 年 7 月 26 日	第 2 回リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会開催 ☆アンケート結果、検討条件の整理、事業の方向性
令和 6 年 8 月 8 日	和光市、朝霞和光資源循環組合に、検討状況を報告 ☆家具事業の重複に対する考え方を整理
令和 6 年 11 月 1 日	第 3 回リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会開催 ☆事業再構築案、スケジュール案
令和 6 年 11 月 13 日	廃棄物減量等推進審議会で検討状況を報告 ★民間事業との棲み分けを意識すべき、和光市の事業のいいところも吸収してはどうか
令和 6 年 11 月 13 日	リサイクルプラザ企画運営協議会に検討状況を報告 ★スクールグッズシェアリングを大切に育てていきたい
令和 6 年 12 月 13 日～ 令和 7 年 1 月 14 日	市民アンケート（第二次）実施
令和 7 年 1 月 24 日	第 4 回リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会開催 ☆アンケート結果、検討報告書案
令和 7 年 2 月 5 日	リサイクルプラザ企画運営協議会に検討状況を報告 ☆協議会事業の今後の体制などを検討
令和 7 年 2 月 19 日	廃棄物減量等推進審議会で検討状況を報告 ★福祉や防災の視点で 3R の取組があってもいいのではないかと

もっとエコなあさかにしよう
リサイクルプラザ事業再構築
検討報告書

発 行 : 朝霞市 令和7年3月
編 集 : 朝霞市市民環境部資源リサイクル課
リサイクルプラザ

〒351-0033 朝霞市大字浜崎 664-2
電話：048（486）0222 FAX：048（486）0223
電子メール：eco@city.asaka.lg.jp